

「会社計算規則の一部を改正する省令案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・9通

第2 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 会社計算規則第2条の改正関係

リースの借手の定義につき、借手が会社限定されており、会社以外の個人等に対するリースはファイナンス・リースに該当する余地がなく、全てオペレーティング・リースに該当することとなるように読めるため、省令案第2条第3項第57号の借手の定義について削除するなど、定義規定を修正する必要があるのではないか。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえ、借手の定義につき、会社以外の個人等も含まれることを示すため、「リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者」と修正することとした。

2 会社計算規則第74条の改正関係

- ① 販売用不動産である借地権付建物については、借地権に係る使用権資産が棚卸資産に該当し流動資産に属することとなるため、流動資産に使用権資産が属するとする明示的な規定を設ける必要がないか検討してほしい。

(当省の考え方)

会社計算規則第74条第3項は、資産の分類を網羅的に定めるものではなく、原案においても、御指摘のような使用権資産につき、流動資産に計上することが可能である。また、御指摘のような借地権付建物を棚卸資産とするケースは限定的なケースと考えられるため、使用権資産が流動資産に属するとする明示的な規定を設ける必要はないと考えられる。

したがって、御指摘のような修正は不要であると考えます。

- ② 省令案第74条第3項第1号ニ及びホにおける「通常取引」につき、その具体的内容を明らかにすべきである。

(当省の考え方)

「通常取引」は、第74条第3項第1号ロにおいて、「当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引」と規定されており、その内容については明らかになっていると考えます。

したがって、御指摘のような修正は不要であると考える。

3 会社計算規則第108条の改正関係

- ① リースに関する注記が大幅に増加しており、有価証券報告書を提出しない企業は注記の作成負担が大幅に増加し、影響が甚大であるため、新たに追加された注記については、有価証券報告書提出企業に限定すべきであり、それ以外の企業については、従前と同様の注記のみで足りるとすべきである。
- ② 省令案第108条第1項は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「新リース会計基準」という。）を適用しない株式会社に対しても新リース会計基準と同様のリースの注記を求めているように読め、新リース会計基準を適用しない株式会社に対し、現行の会社計算規則を超える注記を求めていると解されることが強く懸念される。そのため、例えば「リースに関する注記（使用権資産を資産に計上し、リース負債を負債に計上している株式会社に限る。）」などと修正することを強く求める。

(当省の考え方)

本改正においては、新リース会計基準を適用しない会社のリースに関しては、その実務上の負担等も考慮し、引き続き従前の注記を許容することを意図しているところ、御指摘を踏まえ、省令案第108条第1項の注記については、有価証券報告書提出会社以外の株式会社は要しないことを明らかにする修正をすることとした。

- ③ 新リース会計基準では、「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる」とされているところ、省令案第108条第1項では、「重要性の乏しいものを除く。」となっており、記載が異なっているため、記載を合わせるか、又は新リース会計基準と同趣旨の規定である旨を明確化するべきである。

(当省の考え方)

第108条第1項の括弧書き「（重要性の乏しいものを除く。）」については、御指摘の新リース会計基準において、「開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。」とされている点を反映したものであり、新リース会計基準と同趣旨の規定である。

- ④ 借手及び貸手の双方について「当該事業年度及び翌事業年度以降のリー

スの金額を理解するための情報」の注記を要することとされているところ、新リース会計基準を斟酌すると、借手はリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額や使用権資産の増加額、貸借対照表において表示するであろう科目ごとの使用権資産に係る減価償却費の金額を注記することになると想定されるが、リースの借手にとっては、リースは事業上の重要性が低い一方で、開示事項の増加による負担が大きくなる。特にIFRS適用会社においてはリースに係るキャッシュ・アウトフローの集計範囲が異なることとなるため、追加のコストが発生する。そのため、借手につき、「当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報」の注記は不要とすべきではないか。

(当省の考え方)

「当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報」は、リースに関する将来の影響の予測に資する情報であり、借手についてもその開示をすることが計算書類の利用者にとって有用と考えられる。また、株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするところとされている（会社法第431条）ところ、新リース会計基準は、国際的な比較可能性を踏まえ、IFRS第16号「リース」との整合性を図りつつ、国際的な比較可能性を大きく損なわない範囲で実務に配慮した方策を検討するという観点から注記事項等を定めていることを踏まえると、会社計算規則において、新リース会計基準において注記が求められている項目自体を修正等することは相当ではないと考える。

したがって、原案は相当であると考えます。

- ⑤ 省令案第108条第4項は、ファイナンス・リースの借手である株式会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合の個別注記表におけるリースに関する注記を定めているが、新リース会計基準を適用しない株式会社についても既にファイナンス・リースについては資産及び負債を計上していると考えられるため、ファイナンス・リースの借手ではなくオペレーティング・リースの借手について規定する方が趣旨に合致するようにも思われる。この規定の趣旨が不明確であるため、これを明らかにする修文を検討してほしい。

(当省の考え方)

省令案第108条第4項は、現行会社計算規則第108条の内容を引き継ぐものであり、同条は、ファイナンス・リースにつき資産及び負債を計上しない会計処理を行う場合の株式会社について、リースにより使用する

固定資産に関する注記を求めるものである。ファイナンス・リースは、その借手が対象となる資産の経済的利益を実質的に享受し、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担するもの（省令案第2条第3項第57号）であり、借手が自ら固定資産を所有する場合と比較してその重要性に違いはないことから、資産及び負債を計上しない会計処理を行う場合には、その固定資産に関する事項につき注記を要することとしたものである。

原案は、引き続きファイナンス・リースについて資産及び負債を計上しない会計処理を行う株式会社について、これまでと同様、ファイナンス・リースにより使用する固定資産に関する注記を求めることとしたものであり、修正をしなくてもその趣旨に不明確な点はないものとする。

したがって、御指摘のような修正は不要であるとする。

- ⑥ 省令案第108条第4項で注記することが求められているリースの範囲は、企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「新リース適用指針」という。）第114項で要求されている通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているリースが想定されているかどうかを確認したい。

(当省の考え方)

省令案第108条第4項は、前記のとおり現行会社計算規則第108条の内容を引き継ぐものであり、同条の適用されるリースにつき、引き続き同様の注記を求めるものであって、その適用範囲を変更するものではない。したがって、省令案第108条第4項は、御指摘の新リース適用指針第114項で要求されている通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているリースのほか、新リース会計基準を適用しない株式会社におけるリースなど、ファイナンス・リースにつき資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合に適用されることとなる。

- ⑦ 「会計方針に関する情報」について、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」や「重要な会計方針に係る事項に関する注記」として注記している場合には、リースに関する注記として繰り返す必要はなく、これらの注記を参照することができる旨規定すべきである。

(当省の考え方)

省令案第108条第1項第1号は、リースの借手につき注記すべき事項を規定するものであるが、その注記の記載は、その内容が区分して表示さ

れているのであれば、他の注記の項目の中に入れて表示し、あるいは他の注記事項を参照することによって表示することも可能である。

したがって、御指摘のような修正は不要であると考えます。

4 その他

使用権資産の減価償却累計額の開示を求めると、IFRSにおいて使用権資産の減価償却累計額の開示が求められていないことから、IFRS適用会社やその子会社において追加のコスト発生が見込まれる。また、これまでオペレーティング・リースとしてオンバランスされていなかった不動産賃貸に係る使用権資産は、リースの条件変更等が比較的頻繁に生じることが想定されることから、日本基準適用会社においても、減価償却累計額の再計算に対応するための体制の整備のコストが発生する可能性がある。さらに、使用権資産は、契約期間等次第では、その取得原価がその資産の規模と比較して過大になる可能性があり、その取得原価や減価償却累計額の情報は他の有形固定資産と比較して有用性に乏しいと思われる。使用権資産の減価償却累計額は、その開示にかかるコストとその有用性を踏まえ、特に使用権資産が貸借対照表に区分表示されており自己所有資産と混同が生じない限りにおいて、開示しないことを許容する改正をすべきではないか。

(当省の考え方)

使用権資産の減価償却累計額は、リースが会社の財政状態や経営成績、キャッシュ・フローに与える影響を評価するための基礎を与える情報として有用と考えられる。

したがって、本省令案においては、減価償却累計額の表示に関する規定を改正することとはしていない。

以上